

平成24年度は評価替えの年です

○土地の価格は、基準年度（3年ごと）の評価替え※¹により新たに決定され、原則として3年間据え置かれます。

平成24年度は、評価替えを行う基準年度にあたります。

※1「評価替え」とは、資産価格の変動に対応するため、評価額を適正かつ均衡のとれた価格に見直す制度です。

○平成24年度の評価替えにあたり、土地の価格は、平成23年1月1日時点（価格調査基準日※²）の地価公示価格等の7割を目途に算出されています。

※2「価格調査基準日」とは、評価替えにあたり価格を把握するための基準日をいいます。基準年度の前年度の1月1日に設定されています（固定資産評価基準第1章第12節一）。

○価格調査基準日以降、平成23年7月1日までの間に地価の下落が認められた場合には、評価額の修正を行っています。

地価公示価格等と固定資産税（土地）価格の推移例

